

マイナンバーカード、電子証明書（暗証番号）を更新する方へ

マイナンバーカードや電子証明書（暗証番号）の有効期限が切れる3か月前を目途に、更新手続きの案内が送付されますので期限内に手続きをお願いします。

マイナンバーカードを更新（カードの作り替え）する方

市内の郵便局（予約制）、スマートフォンやパソコン、証明用写真機や郵送での手続きをお願いします。（申請のため、市役所に来庁する必要はありません）

電子証明書（暗証番号）を更新する方

通知書に記載のある更新期間内に市民生活課または各地域づくり推進課での手続きをお願いします。暗証番号の入力があります。



交通事故などで保険証を使うときは届出が必要です

交通事故やケンカ、他人の犬に噛まれた場合など、第三者（加害者）の行為によって受けた傷病の治療費は、原則、加害者が負担するべきものであり、国民健康保険・後期高齢者医療制度では負担できません。ただし、「第三者行為による傷病届」を提出することにより、国民健康保険・後期高齢者医療制度を利用し、受診することができ（健康保険が治療費を一時的に立て替え、後日加害者に請求します）。交通事故など第三者の行為による傷病で治療を受ける場合、問合先に「ご連絡ください。※届出前に示談を行うと健康保険が使えなくなる場合があります。」

対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方

「第三者行為による傷病届」を提出することにより、国民健康保険・後期高齢者医療制度を利用し、受診することができ（健康保険が治療費を一時的に立て替え、後日加害者に請求します）。交通事故など第三者の行為による傷病で治療を受ける場合、問合先に「ご連絡ください。※届出前に示談を行うと健康保険が使えなくなる場合があります。」

対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方

「第三者行為による傷病届」を提出することにより、国民健康保険・後期高齢者医療制度を利用し、受診することができ（健康保険が治療費を一時的に立て替え、後日加害者に請求します）。交通事故など第三者の行為による傷病で治療を受ける場合、問合先に「ご連絡ください。※届出前に示談を行うと健康保険が使えなくなる場合があります。」

対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方

「第三者行為による傷病届」を提出することにより、国民健康保険・後期高齢者医療制度を利用し、受診することができ（健康保険が治療費を一時的に立て替え、後日加害者に請求します）。交通事故など第三者の行為による傷病で治療を受ける場合、問合先に「ご連絡ください。※届出前に示談を行うと健康保険が使えなくなる場合があります。」

対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方

「第三者行為による傷病届」を提出することにより、国民健康保険・後期高齢者医療制度を利用し、受診することができ（健康保険が治療費を一時的に立て替え、後日加害者に請求します）。交通事故など第三者の行為による傷病で治療を受ける場合、問合先に「ご連絡ください。※届出前に示談を行うと健康保険が使えなくなる場合があります。」

ターゲットします。この計画において農地転用を行うためには、転用予定の農地が地域計画の区域から外れている必要があります。そのため、令和7年4月以降の転用許可申請の受付には地域計画の変更申し出の手続きが必要となります。変更申出の手続きにつきましては、農業振興課にお問合せください。

中学校入学を迎えるお子さんの保護者の方へ

子ども医療費助成制度をご利用の新学期1年生に、新しい受給資格者証をお送りしています（ピンク色）。新年度からは、新しい受給資格者証をお使いください。受給期間が終了した受給資格者証は使用できません。市役所・各総合支所へ返却またはご自身で破棄願います。

健康は、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術料助成券

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際にご返却ください。

健康は、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術料助成券

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際にご返却ください。

健康は、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術料助成券

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際にご返却ください。

健康は、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術料助成券

※受給期間内であっても、栃木市から転出した場合は受給資格者証を使用できません。転出手続きの際にご返却ください。

対象 市内在住の満75歳以上の方（施設に入所している方を除く）

助成券 1回の施術につき1枚（800円分）利用できます。

2か月に1枚で、当該年度分を交付します。医療保険との併用はできません。

申請方法 身分証明書等（運転免許証、マイナンバーカード、後期高齢者医療保険証など）をお持ちのうえ問合先または各総合支所地域づくり推進課窓口にて申請ください。

令和7年度浄化槽設置補助金

台所やお風呂などの生活排水とし尿をあわせて処理できる合併処理浄化槽を新たに設置する方などに、設置費用の一部を補助します。（交付決定前に浄化槽設置工事に着手した場合は補助の対象となりません）

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

次の施設を新たに設置する方に、費用の一部を補助します。

雨水貯留施設 屋根に降った雨水を一時的に貯留し、散水用の水などとして利用するための設備（市販の雨水タンク、不要浄化槽からの転用品等）

雨水浸透施設 屋根に降った雨水を地下に浸透させるための設備（市販の雨水浸透マス等）

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

業者または特例浄化槽工事業者の届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めにご申請してください。

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

業者または特例浄化槽工事業者の届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めにご申請してください。

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

業者または特例浄化槽工事業者の届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めにご申請してください。

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

業者または特例浄化槽工事業者の届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めにご申請してください。

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

業者または特例浄化槽工事業者の届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めにご申請してください。

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

業者または特例浄化槽工事業者の届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めにご申請してください。

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

業者または特例浄化槽工事業者の届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めにご申請してください。

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

業者または特例浄化槽工事業者の届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めにご申請してください。

令和7年度雨水貯留・浸透施設設置補助金

業者または特例浄化槽工事業者の届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めにご申請してください。

対象 市内の専用住宅または住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅を所有または占有し、令和8年3月までに施設完成見込みで、市税等の滞納がない方※必ず工事着手前に申請をしてください。

補助対象 市内の専用住宅または住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅を所有または占有し、令和8年3月までに施設完成見込みで、市税等の滞納がない方※必ず工事着手前に申請をしてください。

申請期間 令和7年4月～令和8年3月（随時受付・予算がなくなり次第終了）

その他 施設の構造、設置場所および施工方法は、市が定める設置基準に従ってください。

問 下水道建設課 ☎(25) 2109

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 消防本部予防課 ☎(22) 0072

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 消防本部予防課 ☎(22) 0072

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 消防本部予防課 ☎(22) 0072

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 消防本部予防課 ☎(22) 0072

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 消防本部予防課 ☎(22) 0072

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 消防本部予防課 ☎(22) 0072

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 消防本部予防課 ☎(22) 0072

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 消防本部予防課 ☎(22) 0072

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 消防本部予防課 ☎(22) 0072

市内において、住宅用火災警報器の点検・電池交換などで住宅を訪問する業者による不適切な事業が発生しています。住宅を訪問し、販売・点検のサービスを提供する業者もあります。提示する値段や内容がおかしいと感じたら、安易に契約せず、はっきりとその場で断るなど、ご自身でしっかりと判断しましょう。詳細は市ホームページをご覧ください。